答弁第八二号

内閣衆質一七七第八二号

平成二十三年三月一日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆 議 院 議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出内閣官房長官公邸の必要性に関する質問に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出内閣官房長官公邸の必要性に関する質問に対する答弁書

一について

現在の官房長官公邸(以下「公邸」という。)は、 内閣の危機管理機能の強化等のため、 総理大臣官邸

の整備の一環として、平成十四年三月に、他の施設と一体となった建物として、総理大臣官邸の敷地内に

建設したものであり、 お尋ねの公邸の建設に要した経費や公邸の床面積を特定してお答えすることは困難

である。

また、 お尋ねの公邸の間取りについては、これを明らかにすることにより、 今後の警備に支障を及ぼす

おそれがあることから、お答えを差し控えたい。

一、三、五及び六について

公邸については、その建設以来、 枝野幸男内閣官房長官を含め、 常に居住した者はいないが、 これまで

にも緊急事態が発生した場合に内閣官房長官が宿泊して迅速に対応する場合等に活用してきたところであ

り、今後とも危機管理等の観点から必要であると考えている。

四について

公邸は、総理大臣官邸と一体的に維持管理を行っているため、公邸の年間の維持管理に係る経費を特定

してお答えすることは困難である。